

# 第128期定時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年6月29日(水曜日) 午前10時  
場所 奈良市橋本町16番地  
          当行本店6階大会議室

株式会社 **南 都 銀 行**

証券コード：8367

目次	
第128期定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
第128期事業報告	
1 当行の現況に関する事項	3
2 会社役員(取締役及び監査役)に関する事項	16
3 社外役員に関する事項	20
4 当行の株式に関する事項	22
5 当行の新株予約権等に関する事項	23
6 会計監査人に関する事項	26
7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に 関する基本方針	27
8 業務の適正を確保する体制	27
9 特定完全子会社に関する事項	32
10 親会社等との間の取引に関する事項	32
11 会計参与に関する事項	32
12 その他	32
第128期計算書類	
貸借対照表	33
損益計算書	34
株主資本等変動計算書	35
第128期連結計算書類	
連結貸借対照表	37
連結損益計算書	38
連結株主資本等変動計算書	39
監査報告書	
会計監査人の監査報告書 謄本	40
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	41
監査役会の監査報告書 謄本	42
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	43
第2号議案 株式併合の件	44
第3号議案 定款一部変更の件	46
第4号議案 取締役9名選任の件	47
第5号議案 監査役2名選任の件	52
第6号議案 補欠監査役1名選任の件	54
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	55

株主の皆さまへ

奈良市橋本町16番地  
株式会社 **南都銀行**  
取締役頭取 橋本隆史

## 第128期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第128期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願いいたします。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（55頁から56頁まで）の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認ください。

敬 具

記

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 1. 日 時 | 平成28年6月29日（水曜日）午前10時     |
| 2. 場 所 | 奈良市橋本町16番地<br>当行本店6階大会議室 |

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第128期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
2. 第128期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 株式併合の件      |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第4号議案 | 取締役9名選任の件   |
| 第5号議案 | 監査役2名選任の件   |
| 第6号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。
- (2) 議決権行使書とインターネットの両方で議決権を重複行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表及び連結計算書類の連結注記表につきましては、法令及び定款第17条の規定にもとづき、当行ホームページ（<http://www.nantobank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。  
本招集ご通知の計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正事項を当行ホームページ（<http://www.nantobank.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。
  - ◎当日、当行役職員は軽装にてご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願いいたします。

(添付書類)

## 第128期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 事業報告

### 1 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

当行は、奈良県を中心として京都府、大阪府、和歌山県、三重県、兵庫県及び東京都に店舗を展開し、預金業務、貸出業務、内国為替業務及び外国為替業務等の銀行業務、並びに商品有価証券売買業務及び有価証券投資業務等の証券業務その他の金融サービスに係る事業を行っております。

#### 国内経済の動き

当期におけるわが国経済は、中国を始めとした新興国経済の減速の影響から輸出が弱含み、個人消費や民間設備投資の回復に遅れがみられましたが、堅調な企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が続きました。

一方、金融面におきましては、本年1月に日本銀行は2%の「物価安定の目標」を実現するため、当座預金の一部に△0.1%の金利を適用する「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を決定いたしました。

こうした情勢のもと、日経平均株価は、昨年4月の20,000円台から一転し、一時は15,000円を割り込む局面もあるなど、当期末は16,000円台まで低下いたしました。また、対米ドル円相場におきましては、昨年4月から12月末にかけて125円から118円のレンジで推移していましたが、年初以降は、121円から111円のレンジへ円高が進行いたしました。長期金利の指標である新発10年物国債流通利回りにおきましても、昨年4月には0.3%台でありましたが、マイナス金利の導入等を機に急低下し、初めて利回りがマイナスとなる事態となりました。

## 地元経済の動き

奈良県を中心とする地元経済におきましては、中国経済等の減速の影響から、収益環境の改善に遅れがみられる企業がある一方、原油安等に伴うコスト低下の恩恵を受ける企業もみられるなど、企業の景況感にはバラツキがみられました。

個人消費では、堅調な雇用情勢を受け、百貨店・スーパー販売額が期初から前年同月を上回って推移したものの、年度後半には前年同月を下回る期間がみられたなど一進一退の動きとなりました。一方、地元の観光動向につきましては、外国人観光客数が依然高水準を維持しており、引き続き地元経済に好影響を及ぼす動きとなりました。

## 当行の業績

以上のような経済・金融環境のもとで、当行は地域に密着した着実な営業活動を展開し営業基盤の拡充と経営体質の強化に努めた結果、当期の業績は次のようになりました。

### <預 金>

金融商品・サービスの充実に取り組むとともに安定的な資金調達に注力いたしました。この結果、個人預金や法人預金が堅調に推移したことから、預金は期中277億円増加し、当期末残高は4兆7,302億円となりました。一方、譲渡性預金については、期中162億円減少し、当期末残高は515億円となりました。なお、投資信託等の預かり資産は、期中215億円減少し、当期末残高は2,153億円となりました。

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	増減
預 金	47,024	47,302	+277
譲 渡 性 預 金	677	515	△162
預 か り 資 産	2,368	2,153	△215

### <貸出金>

地域経済の活性化に向けて引き続き地域密着型金融を推進し、法人や個人のお客さまの様々なニーズに的確かつ迅速にお応えするとともに、地方公共団体からの資金のご要請にも積極的にお応えいたしました。この結果、貸出金は期中1,094億円増加し、当期末残高は3兆1,981億円となりました。

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	増減
貸出金	30,887	31,981	+1,094

### <有価証券>

ポートフォリオの効率性向上と長期的な収益性を重視した運用を行った結果、有価証券は外債や社債を中心として期中1,044億円増加し、当期末残高は1兆7,979億円となりました。

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	増減
有価証券	16,934	17,979	+1,044

### <損益>

金融緩和が継続するなか、収益環境が一段と厳しい状況となったことや、国債等債券損益が減少したことなどから、経常利益は前期と比べ32億円減少して131億円となりました。一方、当期純利益は、税金関連費用が減少したことから、前期と比べ19億円増加して117億円となりました。

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	増減
経常利益	163	131	△32
当期純利益	97	117	+19

## <店 舗>

当行はお客様の利便性の向上や営業力の強化及び効率化の観点から、店舗網の整備に継続して取り組んでおります。

当期におきましては、昨年12月に「初芝支店」を新築移転オープンし、「和泉支店」を堺支店4階に開設いたしました。これにより大阪府下において店舗数は18か店となり、より一層地域に根ざした営業活動を展開しております。また、地域のお客様へのきめ細やかな金融サービスの提供と業務の効率化を図る観点から、昨年4月に「上市支店 新子出張所」を代理店に変更いたしました。

なお、当期末の店舗ネットワークは、本支店・出張所計135か店、代理店3か店であります。

## <その他の主な施策>

当行は、お客様満足の上昇を図るため、様々な商品・サービスの充実等に取り組んでおります。

### ・個人向け商品・サービス

資産運用につきましては、昨年4月から、お客様の中長期的な資産形成を後押しするため、「コア・サテライト戦略」に基づく販売態勢の強化に取り組んでおり、順次、投資信託の新商品を導入しております。

融資商品につきましては、昨年6月から、「マイカーローン」や「リフォームローン」等の融資上限金額を引き上げるなど、商品内容の改定を行ったほか、同年8月から、アパート建築等の不動産有効活用向け商品を大幅に改定した「<ナント>アパートローン<sup>+(プラス)</sup>」の取扱いを開始いたしました。

また、今年2月から、増加傾向にある空き家の活用ニーズに対する商品として、「<ナント>空き家活用応援ローン」の取扱いを開始するなど、お客様の幅広いニーズにお応えしております。

昨年6月には、コミュニケーションアプリ「LINE」のアカウントを開設するなど、幅広い層のお客様との接点強化に努め、利便性の向上を図っております。

## ・法人向け商品・サービス

法人・事業所のお客さまには、各々のライフステージに応じた商品やサービスを拡充しております。

創業・新事業支援といたしまして、昨年8～9月には、一昨年に引き続き、地域経済・社会への貢献につながるビジネスプランを募集し、採択したプランについて当行が事業化を支援するプロジェクト「<ナント>サクセスロード」を実施したほか、融資制度「<ナント>事業化支援ファンド80」の取扱いを延長いたしました。

さらに、昨年5月からは、新たな資金調達手段の提案や販路開拓の支援として、「クラウドファンディング」の活用支援にも取り組んでおります。

お客さまのさらなる成長を支援する取り組みといたしましては、昨年12月の「<ナント>ものづくり元気企業マッチングフェア2015」や、昨年9月に大阪、今年2月に東京で開催した「ナント『食』と『モノ』の商談会」等において、販路拡大のためのビジネスマッチングの機会を積極的に提供いたしました。

また、地元企業のアジアビジネスをサポートするため、香港及び上海の各駐在員事務所のほか、タイやインドネシア、ベトナムの現地銀行への行員派遣や、コンサルタント会社・海外銀行等との業務提携など、現地でのサポート体制を充実させております。

経営改善支援といたしましては、専門のノウハウを持ったスタッフが、外部機関とも連携しながら、経営改善計画の策定支援等を行っているほか、昨年10月には、保証や担保に過度に依存せず、事業性評価に基づいて対応する融資制度「<ナント>活力創造サポート資金」の取扱いを開始し、業況改善に取り組む企業の支援・育成に努めております。

その他、成長分野である医療・介護分野につきましては、医療機関向け専用融資商品「<ナント>メディカルローン『+』（プラス）」の商品性を改定し、取り組みを強化しております。

また、社会貢献活動につながる商品として、昨年7月にお客さまのCSR（企業の社会的責任）への取り組みをアピールできる、「<ナント>CSR私募債」の取扱いを開始いたしました。



## 当行の対処すべき課題

当行を取り巻く環境は、他の金融機関との競争が激化するなか、日本銀行のマイナス金利政策の影響による資金運用利回りの低下等、今後、さらに厳しい状況になるものと予想されます。

こうした情勢のもと、当行は、創立90周年（平成36年）までの10年間の経営ビジョンを「活力創造銀行」として、営業地域及び当行の活力を創造する銀行を目指しております。

本ビジョンを実現させていくため、平成28年度が最終年度となる中期経営計画「活力創造プラン」（期間：平成26年4月～平成29年3月）では、5つの重点戦略を掲げ、「収益力の強化」や「効率的な経営」に強力に取り組んでおります。

重点戦略の1点目である「地域の活性化」においては、昨年3月に設置した「地方創生プロジェクトチーム」が、政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方版総合戦略の策定や、その円滑な実行をサポートしており、各地方公共団体との包括連携協定の締結も進めております。

また、昨年9月には、「奈良県観光活性化ファンド」を設立し、今年2月には、林材業関係団体とも包括連携協定を締結するなど、観光振興や地元産業の活性化に積極的に取り組んでおります。

2点目の「収益基盤の確立」については、既存営業エリアにおけるお客さまとのリレーションの深化と、大阪府等重点戦略エリアにおける営業基盤の確立に向けた拠点展開によるコアエリアの拡充に努めております。

また、今年1月には、東京に「市場運用部 運用戦略室」を設置し、市場運用力の強化を図るとともに、4月には、営業部門を再編し「営業戦略本部」を新設するなど、収益力の向上に向けた組織体制面の強化を図りました。

3点目の「人材・組織の強化」においては、研修プログラムの充実やトレーニー派遣等、若年層だけでなく中核層も含めた人材育成を徹底し、適材適所の人員活用と適正な人事管理等により、活力のある組織の醸成に努めております。

また、女性の活躍の推進については、女性の営業部門への配置や役席者への登用も積極的に行っております。

4点目の「業務の生産性向上」においては、地域のマーケット特性に応じた営業態勢を構築していくとともに、日常の業務プロセスを見直すことなど、BPRを通じまして業務の効率化と営業力の強化を図っております。

5点目の「内部管理態勢の強化」においては、地域・お客さま、株主さま等のステークホルダーからの一層の信頼を得るため、昨年10月、「経営管理部」を「コンプライアンス統括部」と「リスク統括部」に分割し、コンプライアンス態勢の強化と各種リスク管理の高度化・充実を図っております。

今後も当行は、役職員一同持てる力を最大限発揮して、豊かで活力ある地域経済・社会の実現と当行企業価値のさらなる向上のために尽力してまいります決意でありますので、株主やお取引先の皆さまにおかれましては何卒倍旧のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	44,321	45,970	47,024	47,302
定期性預金	22,183	22,704	22,536	22,356
その他	22,137	23,266	24,487	24,945
社 債	200	200	—	—
貸 出 金	29,096	29,839	30,887	31,981
個人向け	8,517	8,615	8,780	9,013
中小企業向け	9,806	10,110	10,139	10,380
その他	10,773	11,113	11,967	12,587
商品有価証券	3	2	2	3
有 価 証 券	18,407	19,073	16,934	17,979
国 債	10,534	11,504	8,876	7,464
地 方 債	1,984	1,972	1,748	1,913
その他	5,888	5,596	6,309	8,601
総 資 産	50,158	51,749	53,176	54,946
内国為替取扱高	232,121	240,638	245,925	251,926
外国為替取扱高	百万ドル 2,120	百万ドル 1,738	百万ドル 1,499	百万ドル 1,532
経 常 利 益	百万円 9,899	百万円 18,223	百万円 16,379	百万円 13,101
当 期 純 利 益	百万円 7,547	百万円 8,827	百万円 9,752	百万円 11,706
1株当たり当期純利益	円 銭 27 74	円 銭 32 84	円 銭 36 36	円 銭 43 63

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,669人	2,697人
平 均 年 齢	37年11月	37年10月
平 均 勤 続 年 数	15年8月	15年8月
平 均 給 与 月 額	408千円	412千円

注 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。

3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
奈 良 県	店 うち出張所 89 (18)	店 うち出張所 90 (19)
京 都 府	15 (3)	15 (3)
大 阪 府	18 (一)	16 (一)
和 歌 山 県	8 (2)	8 (2)
三 重 県	3 (2)	3 (2)
兵 庫 県	1 (一)	1 (一)
東 京 都	1 (一)	1 (一)
合 計	135 (25)	134 (26)

注 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を2か所（前年度末2か所）、店舗外現金自動設備を200か所（前年度末199か所）それぞれ設置しております。このほか、店舗外現金自動設備を株式会社イーネット参加銀行と共同で13,536か所（前年度末13,204か所）、株式会社セブン銀行及び同行との提携銀行と共同で22,472か所（前年度末21,056か所）及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスと共同で11,191か所（前年度末10,811か所）それぞれ設置しております。

□ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
初芝支店	大阪府堺市東区日置荘西町一丁13番15号
和泉支店	大阪府堺市堺区甲斐町西一丁1番27号

- 注 1. 当年度において、上市支店 新子出張所を代理店へ変更し、運営をなんぎん代理店株式会社へ移行しております。
2. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。
- |        |                  |             |
|--------|------------------|-------------|
| 大東支店   | イオンモール四條畷出張所     | (大阪府四條畷市)   |
| 大宮支店   | デイリーヤマザキ奈良大宮店出張所 | (奈良県奈良市)    |
| あやめ池支店 | 近鉄菖蒲池駅南出張所       | (奈良県奈良市)    |
| 法隆寺支店  | 安堵町役場庁舎内出張所      | (奈良県生駒郡安堵町) |
3. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。
- |        |               |          |
|--------|---------------|----------|
| あやめ池支店 | あやめ池南出張所      | (奈良県奈良市) |
| 大阪東支店  | イオンモール鶴見緑地出張所 | (大阪府大阪市) |
| 五条支店   | 県立五條病院出張所     | (奈良県五條市) |

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
なんぎん代理店株式会社	奈良県奈良市大宮町4丁目297番地の2	—

- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当ありません。

## (5) 設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,239
---------	-------

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額	
	投資総額	当年度支払額
(新設)		
西大寺国見町ビルの新築	423	137
初芝支店の新設	155	155
名張支店 桔梗が丘出張所の新築・移転	236	93
和泉支店の新設	170	146
ソフトウェアの取得	1,207	1,207
リース資産の取得	725	725
(処分・除却)		
新本店の用地売却		

注 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況  
該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
南都地所株式会社	奈良市橋本町16番地	不動産賃貸・管理業	昭和44年11月8日	百万円30	% 100	—
南都ビジネスサービス株式会社	奈良市南京終町1丁目93番地2	銀行の事務代行等業務	昭和59年6月1日	10	100	—
南都信用保証株式会社	奈良市下三条町1番地1	信用保証業	昭和59年10月9日	10	100	—
南都リース株式会社	奈良市大森町52番地の1	リース業	昭和59年12月22日	50	100	—
南都コンピュータサービス株式会社	奈良市南京終町1丁目93番地2	ソフトウェア開発等業務	昭和61年7月1日	10	100	—
南都投資顧問株式会社	奈良市大宮町4丁目297番地の2	投資顧問業	昭和61年11月21日	120	100	—
南都ディーシーカード株式会社	生駒市東生駒1丁目61番地7	クレジットカード業	平成2年10月12日	50	100	—
南都カードサービス株式会社	生駒市東生駒1丁目61番地7	クレジットカード業	平成2年12月10日	50	100	—
南都スタッフサービス株式会社	奈良市大宮町4丁目297番地の2	人材派遣・職業紹介業	平成3年3月18日	20	100	—
なんぎん代理店株式会社	奈良市大宮町4丁目297番地の2	銀行代理業	平成21年10月6日	50	100	—

## ハ 重要な企業結合等の状況

当行では、平成26年4月から平成29年3月までの3年間の計画期間とする中期経営計画「活力創造プラン」における重点戦略の一つである「グループ力の強化」を推し進めることを目的として、平成27年9月30日付で連結される子法人等でありました南都リース株式会社、南都ディーシーカード株式会社及び南都カードサービス株式会社の株式を非支配株主から追加取得いたしました。また、連結される子法人等でありました南都信用保証株式会社、南都コンピュータサービス株式会社及び南都投資顧問株式会社の各社は、同日付で自社株式を非支配株主からそれぞれ取得いたしました。これにより、当行グループ内の持分比率は100%となりました。

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。



## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他
植 野 康 夫	取 締 役 会 長		
橋 本 隆 史	取締役頭取（代表取締役）		
吉 田 幸 作	常務取締役（代表取締役） コンプライアンス統括部、リ スク統括部、監査部、人事部担当		
北 義 彦	常務取締役（代表取締役） 秘書室、総合企画部、総務部担当		
箕 輪 尚 起	常 務 取 締 役 審査部、市場運用部、事務統括部、事務集中部担当		
萩 原 徹	常 務 取 締 役 大 阪 地 区 本 部 長 営業統括部、個人営業部、公務・地 域活力創造部、バリュー開発部担当		
西 口 廣 宗	取 締 役 相 談 役		
河 井 重 順	取締役営業統括部長		
半 田 隆 雄	取締役人事部長		
近 藤 朗	取締役本店営業部長		
西 川 恵 造	取 締 役 東京支店長兼東京事務所長		
中 室 和 臣	取締役監査部長		
阪 井 紘 行	取 締 役 (社外取締役)	阪井紘行法律事務所 弁護士	
羽 山 太 郎	監 査 役 (常 勤)		
橋 本 正 昭	監 査 役 (常 勤)		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
吉川勝久	監査役(社外監査役)	学校法人帝塚山学園 理事長	
和田哲哉	監査役(社外監査役)	三菱UFJニコス株式会社 代表取締役会長 三菱総研DCS株式会社 社外取締役	
(当年度中に退任した役員)			
嵐川安雄	取締役副頭取(代表取締役) 秘書室、総合企画部担当		平成27年6月26日辞任
橋本正昭	専務取締役 営業統括部、個人営業部、公務・地域活力創造部担当		平成27年6月26日退任
松岡弘樹	専務取締役 証券国際部、人事部、総務部担当		平成27年6月26日退任
柴田順夫	取締役大阪中央営業部長		平成28年3月31日辞任
箕輪尚起	監査役(常勤)		平成27年6月26日辞任
野口満彦	監査役(社外監査役)	近鉄技術ホールディングス 株式会社相談役	平成27年6月26日退任
丸森康史	監査役(社外監査役)	旭硝子株式会社 監査役(常勤)	平成27年6月26日辞任

- 注 1. 取締役 阪井紘行氏並びに監査役 吉川勝久氏及び和田哲哉氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。
3. 平成28年4月1日付で「営業戦略本部」を設置するとともに、「総合企画部」及び「バリュー開発部」をそれぞれ「経営企画部」及び「法人営業部」に改称いたしました。
- また、同日付をもって執行役員制度を採用し、以下のとおり取締役の地位及び委嘱の変更を行い、新たに執行役員が就任いたしました。

## ① 役員

(平成28年4月1日現在)

氏名	地位	担当
吉田 幸作	専務取締役 (代表取締役)	監査部担当
北 義彦	常務取締役 (代表取締役)	コンプライアンス統括部、リスク統括部、人事部担当
萩原 徹	常務取締役	秘書室、経営企画部、総務部担当
河井 重順	常務取締役	営業戦略本部長 営業統括部、法人営業部、個人営業部、 公務・地域活力創造部、大阪地区本部担当
半田 隆雄	取締役 執行役員	人事部長
近藤 朗	取締役 執行役員	本店営業部長
西川 恵造	取締役 執行役員	東京支店長
中室 和臣	取締役 執行役員	個人営業部長

## ② 取締役を兼務していない執行役員

(平成28年4月1日現在)

氏名	地位	担当
澤村 清秀	常務執行役員	大阪地区本部長
和田 悟	執行役員	審査部長
横谷 和也	執行役員	経営企画部長
大西 知巳	執行役員	市場運用部長
東川 晃三	執行役員	大阪中央営業部長

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	17名	400
監 査 役	7名	53
計	24名	453

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 支給人数には、平成27年6月26日開催の第127期定時株主総会終結の時をもって退任又は辞任した取締役3名及び監査役3名並びに平成28年3月31日付で辞任した取締役1名を含めております。
3. 取締役の報酬等の額には、株式報酬型ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額35百万円を含めております。
4. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第118期定時株主総会においてそれぞれ年額600百万円以内及び100百万円以内と決議いただいております。また、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬限度額は、平成22年6月29日開催の第122期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。
5. 役員の報酬等につきましては、取締役会が報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定め、本方針に基づき報酬額等を決定しております。

取締役の報酬等については、役位別の責務に応じ固定的な報酬として支給する「月額報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション」とする。

- ・月額報酬は、「役員報酬規程」に基づき取締役会の決議により決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額600百万円以内とする。
  - ・「業績及び企業価値の向上」と「株主重視の経営意識向上」を図るため、株式報酬型ストック・オプションを割り当てる。株式報酬型ストック・オプションは、「役員報酬規程」及び「ストック・オプション規程」に基づき取締役会の決議により割当数を決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額70百万円以内とする。
- また、監査役の報酬については、監査役の独立性を高め企業統治の一層の強化を図る観点から、その職務に応じて固定的な報酬として支給する「月額報酬」とする。
- ・月額報酬は、「役員報酬規程」に基づき監査役の協議により決定し、その総額は株主総会の承認を得た年額100百万円以内とする。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
阪井 紘行 (取締役)	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
吉川 勝久 (監査役)	
和田 哲哉 (監査役)	

## 3 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
阪井 紘行 (取締役)	阪井紘行法律事務所の弁護士であります。 なお、同法律事務所と当行との間には特別の関係はありません。
吉川 勝久 (監査役)	学校法人帝塚山学園の理事長であります。 なお、同学校法人と当行との間には定常的な銀行取引がありますが、同学校法人と当行との関係は、同氏の当行社外監査役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。
和田 哲哉 (監査役)	三菱UFJニコス株式会社代表取締役会長、三菱総研DCS株式会社社外取締役であります。 なお、三菱UFJニコス株式会社と当行との間には定常的な銀行取引がありますが、同社と当行との関係は、同氏の当行社外監査役としての職務遂行に影響を与えるものではありません。 また、三菱総研DCS株式会社と当行との間には特別の関係はありません。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
阪井 紘行 (取締役)	1年10ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回の全てにオブザーバーとして出席しております。	弁護士として有する専門的知識に基づき、当行の業務執行における適法性確保に関して適切な助言・提言を行っております。
吉川 勝久 (監査役)	10ヵ月	平成27年6月26日就任以降開催の取締役会9回のうち8回に出席し、また、平成27年6月26日以降開催の監査役会10回の全てに出席しております。	幅広い見識を有しており、銀行業界以外からの客観的かつ中立的な観点から、当行の経営全般に対して適切な助言・提言を行っております。
和田 哲哉 (監査役)	10ヵ月	平成27年6月26日就任以降開催の取締役会9回のうち7回に出席し、また、平成27年6月26日以降開催の監査役会10回のうち8回に出席しております。	銀行業務全般に精通しており、その専門的な知識及び実務経験を活かして、当行の経営全般に対して適切な指導及び監査を行っております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	21	—

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 支給人数には、平成27年6月26日開催の第127期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含めております。

## (4) 社外役員の意見

該当ありません。

## 4 当行の株式に関する事項

- (1) 株 式 数 発行可能株式総数 640,000千株  
 発行済株式の総数 272,756千株  
 (自己株式4,454千株を含む)  
 注 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 13,400名

### (3) 大 株 主 (上位10名)

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本生命保険相互会社	10,531 <sup>千株</sup>	3.92 <sup>%</sup>
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,682	3.60
明治安田生命保険相互会社	8,430	3.14
南都銀行従業員持株会	7,761	2.89
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,083	2.63
住友生命保険相互会社	6,620	2.46
D M G 森精機株式会社	4,766	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,749	1.77
北村林業株式会社	4,183	1.55
大和ガス株式会社	4,019	1.49

- 注 1. 当行は、自己株式4,454千株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。  
 2. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は、自己株式(4,454千株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新株予約権の割当日 平成22年7月29日</li> <li>②新株予約権の数 360個</li> <li>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 36,000株</li> <li>④新株予約権の行使期間 平成22年7月30日～平成52年7月29日</li> <li>⑤権利行使価額 1株当たり1円</li> <li>⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</li> </ul>	5名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新株予約権の割当日 平成23年7月29日</li> <li>②新株予約権の数 467個</li> <li>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 46,700株</li> <li>④新株予約権の行使期間 平成23年7月30日～平成53年7月29日</li> <li>⑤権利行使価額 1株当たり1円</li> <li>⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</li> </ul>	5名



	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新株予約権の割当日 平成24年7月27日</li> <li>②新株予約権の数 634個</li> <li>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 63,400株</li> <li>④新株予約権の行使期間 平成24年7月28日～平成54年7月27日</li> <li>⑤権利行使価額 1株当たり1円</li> <li>⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</li> </ul>	6名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①新株予約権の割当日 平成25年7月26日</li> <li>②新株予約権の数 687個</li> <li>③目的となる株式の種類及び数 普通株式 68,700株</li> <li>④新株予約権の行使期間 平成25年7月27日～平成55年7月26日</li> <li>⑤権利行使価額 1株当たり1円</li> <li>⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</li> </ul>	8名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	①新株予約権の割当日 平成26年7月25日 ②新株予約権の数 696個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 69,600株 ④新株予約権の行使期間 平成26年7月26日～平成56年7月25日 ⑤権利行使価額 1株当たり1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	10名
	①新株予約権の割当日 平成27年7月24日 ②新株予約権の数 788個 ③目的となる株式の種類及び数 普通株式 78,800株 ④新株予約権の行使期間 平成27年7月25日～平成57年7月24日 ⑤権利行使価額 1株当たり1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。	12名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等  
該当ありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 松 山 和 弘 指定有限責任社員 秋 宗 勝 彦 指定有限責任社員 紀 平 聡 志	71	当行監査役会は、会計監査人及び行内関係部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前期の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、FATCA対応及び子会社株主構成見直しに関する専門的指導・助言業務を委託し、対価を支払っております。

- 注 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないためこれらの合計額を記載しております。
3. 当行並びに子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は78百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められた場合、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合は、その事実に基づき検討を行い解任又は不再任が妥当と判断した時は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8 業務の適正を確保する体制

当行は、当行グループ（当行及び連結される子会社）における業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議しております。

本決議内容につきましては、内容を適宜見直したうえで修正決議を行っており、当事業年度末現在の決議内容は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・金融機関として信用を維持し、金融の円滑化等の公共的使命と社会的責任を認識し、地域・お客さま、株主などのステークホルダーの信頼を得るため、法令等遵守を経営の最重要課題と位置付け全役職員が遵守すべき「基本的指針」及び「行動規範」を「行動憲章」として定める。
- ・コンプライアンス体制の基本的な枠組みを規定するため、「コンプライアンス規程」を定めコンプライアンスの徹底を図る。
- ・「顧客保護等管理方針」を定め、顧客保護等管理に関する諸規程を制定し顧客の保護及び利便性の向上を図るほか、「金融円滑化基本方針」を定め、規程を制定し金融仲介機能を積極的に発揮するための適切な管理態勢を整備・確立する。
- ・コンプライアンスや顧客保護等管理に関する重要事項を協議決定するため、行内の横断的な組織として頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
- ・年度毎にコンプライアンス等の実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その実施状況を確認し適宜見直しを行う。

- ・各部署におけるコンプライアンスを徹底するため、担当者としてコンプライアンス・オフィサーを配置する。
- ・法令等違反行為の未然防止や早期発見と早期是正を図ることを目的とし、コンプライアンス統括部署のほか監査役や外部弁護士を通報窓口とする内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の適正な運用に努める。
- ・コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・ハンドブック」を制定し全役職員に周知のうえ、集合研修・職場単位での勉強会を定期的実施し、コンプライアンス意識の高揚を図る。
- ・懲戒規程を制定し、懲戒処分における公平性・透明性を示すことにより法令等を遵守する姿勢を明確にする。
- ・また、「反社会的勢力等対応規程」・「マネー・ローンダリング防止規程」を制定し、反社会的勢力等に対しては組織として毅然とした態度で対応し関係を遮断・排除するとともに、金融機関の業務を通じマネー・ローンダリングやテロ資金供与、預金口座の不正利用などの組織犯罪等に利用されることを防止するための態勢を整備する。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「文書規程」等諸規程に基づき、各種会議等の議事録や稟議書等重要な職務の執行に係る情報について記録し、適切に保存・管理する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「統合的リスク管理規程」及びリスク毎の管理規程において管理体制、管理方法等のリスク管理方針を定め、各種委員会や会議においてリスクの特定・評価・モニタリングを行い適切にリスクのコントロール及び削減を行う。
- ・各リスクは各々の主管部署で管理するほか、リスク管理全体を組織横断的に統括する部署でリスク管理の徹底を図る。
- ・また、自然災害、システム障害など業務継続に重要な影響を及ぼす不測の事態に適切に対処するため、「危機管理計画書」及び各種対応マニュアルを制定したうえ定期的に訓練を実施し危機管理態勢を整備する。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会においては、取締役会の役割、責任と義務を定めた「取締役会規程」に基づき、経営の基本方針等業務の執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。

- ・取締役会で決定した基本方針に基づき、日常の経営に関する重要な事項及び取締役会より委任された事項を協議決定するため、主要な役員で組織される常務会を適宜開催して速やかな検討を行うなど、効率的な運営を図る。
- ・あわせて、役職者の職務権限を明確に定めることにより、業務の組織的かつ効率的な運営を行う。

#### **(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ・当行及び子会社の連携強化と総合金融サービスの強化を図るためグループ会社運営規程を定め、子会社の業況概要その他の重要な情報について当行への報告を義務付けるほか、子会社のリスク管理については当行の主管部署を定め適切に指導を行う。
- ・当行及び子会社の代表者等が出席するグループ会社運営会議を定期的開催し、子会社からの決算状況、重点施策及びリスク管理状況の報告に基づき課題等を討議する。
- ・子会社の代表者は当行支店長会に出席し伝達された経営方針に則り職務を執行するほか、職務権限を定めた規程を策定し業務の組織的かつ効率的な運営を行う。
- ・子会社の役職員が遵守すべき「行動憲章」及びコンプライアンスに関する諸規程を制定するほか、子会社にコンプライアンス・オフィサーを配置しコンプライアンスの徹底を図る。
- ・南都銀行グループは、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の適正な運用に努める。
- ・南都銀行グループの財務報告の信頼性を確保するため財務報告に係る諸規程を定め、財務報告に係る内部統制を整備し運用する。
- ・内部監査部門は、南都銀行グループにおける業務の健全性・適切性を確保することを目的に内部監査を実施し、内部管理態勢の適切性・有効性を検証し評価する。

#### **(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- ・監査役の監査の実効性確保の観点から、監査役の職務を補助するため監査役会事務局を設置して使用人を配置し、当該使用人に監査役の業務を補助させる。

#### **(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ・取締役からの独立性を確保するため、監査役会事務局の使用人の人事異動、人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を必要とする。

- ・また、当該使用人は他部署の業務を兼務せず、監査役の指示に従いその命に服する。
- (8) **取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ・行内及び子会社に関する稟議書や議事録等、重要な文書については監査役へ適切に回付される体制を確保する。
  - ・監査役が、取締役、内部監査部門等の使用人その他の者に対して当行及び子会社の内部監査結果、コンプライアンス等に関する報告を求めることや代表取締役との定期的な会合を持つことなどにより、情報収集ができる体制を確保する。
  - ・南都銀行グループの役職員からの内部通報の状況については、監査役に報告する。
- (9) **上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・内部通報に関する規程を定め、南都銀行グループの役職員は監査役へ内部通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- (10) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・監査役がその職務の執行について、当行に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (11) **その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・監査役が、各種の重要会議に出席し必要があるときは意見を述べる機会を確保するほか、「監査役会規程」・「監査役監査基準」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に基づき、有効かつ機能的な監査を実施できる体制を確立する。
  - ・監査役が、内部監査部門等との連携を十分に行うことができる体制を確保する。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) コンプライアンス体制について

- ・コンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスの実現のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」の実施状況を確認しております。また、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として制定した「コンプライアンス・ハンドブック」を全役職員に周知するとともに、職場単位で毎月コンプライアンス勉強会を実施し、全役職員のコンプライアンスマインドの醸成に努めております。

### (2) リスク管理体制について

- ・資産負債総合管理及びリスク管理に関する重要事項を協議するALM委員会を15回、オペレーショナル・リスク管理委員会を2回開催し、リスクの特定・評価・モニタリングを行い、適切なリスクのコントロールに努めております。また、危機管理計画書に基づき、危機事象発生を想定した訓練を実施し、危機管理体制の実効性の確保と継続的な改善に努めております。

### (3) 取締役の職務執行について

- ・取締役会を12回開催し、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、取締役の職務執行の監督を行っております。また、主要な役員で組織する常務会を40回開催し、日常の経営に関する重要事項及び取締役会より委任された事項を協議決定しております。

### (4) 当行グループの管理体制について

- ・グループ会社の運営会議を2回開催し、子会社からの決算状況、重点施策及びリスク管理状況の報告に基づき経営課題等について討議しております。また、業況概要やその他重要な情報について毎月報告書の提出を義務付ける等適切に指導を行っております。



## (5) 監査役の職務執行について

- ・ 監査役会を14回開催し、常勤監査役からの当行の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等を行っております。また、常勤監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画等に則り、取締役会、常務会等の重要な会議への出席や重要な決裁書類等の閲覧など、業務及び財産の調査を通して取締役の職務の執行を監査しております。また、代表取締役との定期的な意見交換会、会計監査人や内部監査部門との定例報告会等での意見交換、情報の聴取により、緊密な連携をとりながら実効性のある監査を実施しております。

## 9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

## 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

## 11 会計参与に関する事項

該当ありません。

## 12 その他

該当ありません。

# 第128期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
現 金 預 け	410,176	預 金	4,730,202
現 預 金	43,098	当 座 預 金	117,832
預 け 金	367,077	普 通 預 金	2,253,911
買 入 金 債 権	3,527	貯 蓄 預 金	24,984
商 品 有 価 証 券	362	通 知 預 金	2,069
商 品 国 債	281	定 期 預 金	2,235,677
商 品 地 方 債	81	そ の 他 の 預 金	95,726
金 銭 の 信 託	22,000	譲 渡 性 預 金	51,557
有 価 証 券	1,797,926	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	233,648
国 債	746,433	借 入 金	181,342
地 方 債	191,328	借 入 金	181,342
社 債	156,073	外 国 為 替	202
株 式	90,327	売 渡 外 国 為 替	52
そ の 他 の 証 券	613,764	未 払 外 国 為 替	149
貸 出 金 形 付 越 替	3,198,175	そ の 他 の 為 替 債 借	12,197
引 手 形 手 貸 付 付 越 替	20,006	未 決 済 為 替 税 等	15
証 書 貸 付 付 越 替	62,788	未 払 法 人 費 用	5
当 座 貸 付 付 越 替	2,801,206	未 払 受 取 収 入 益	4,203
外 国 為 替	314,174	前 融 派 生 商 品	943
外 国 他 店 預 為 替	3,754	金 融 一 入 債 務	3,099
外 買 入 外 国 為 替	3,546	資 産 除 去 の 負 債	1,587
取 立 外 国 為 替	44	そ の 他 の 負 債	427
そ の 他 の 資 産	164	退 職 給 付 引 当 金	1,914
前 払 費 用	244	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	14,110
未 収 収 入 益	244	偶 発 損 失 引 当 金	164
先 取 引 差 入 証 拠 金 品	6,162	繰 延 税 金 負 債	851
金 融 派 生 商 品	122	支 払 承 諾	10,272
そ の 他 の 資 産	14,231	負 債 の 部 合 計	10,191
有 形 固 定 資 産	4,824	<b>(純 資 産 の 部)</b>	<b>5,244,740</b>
建 物	39,702	資 本 金	29,249
土 地	10,637	資 本 剰 余 金	18,813
建 設 仮 助 産 定	25,268	資 本 準 備 金	18,813
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,448	利 益 剰 余 金	147,095
無 形 固 定 資 産	304	利 益 準 備 金	13,257
ソ フ ト ウ エ ア	2,042	そ の 他 利 益 剰 余 金	133,838
リ ー ス 資 産	4,301	別 途 積 立 金	121,140
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3,553	繰 越 利 益 剰 余 金	12,698
支 払 承 諾 見 返 金	225	自 己 株 式	△1,864
貸 倒 引 当 金	522	株 主 資 本 合 計	193,294
	10,191	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	57,065
	△21,087	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△620
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	56,444
		新 株 予 約 権	136
		純 資 産 の 部 合 計	249,875
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>5,494,616</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>5,494,616</b>

# 第128期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常		68,560
資	取 用 収 益	53,424	
	貸 出 金 利 息 配 当	34,785	
	有 価 証 券 利 息 一 利	17,925	
	預 け 金 一 利	89	
	そ の 他 の 引 受 入 利	457	
役	務 取 入 為 替 手 収 益	167	
	受 入 の 他 の 業 務 取 益	10,381	
そ	の 外 国 有 価 証 券 売 買	2,705	
	商 品 債 権 の 他 業 務 取 益	7,675	
そ	の 償 却 債 権 取 立 益	1,092	
	株 式 等 の 信 託 運 用 益	263	
	金 銭 の 他 の 経 常 取 益	5	
経	資	823	
	預 讓 渡 性 預 金 利 息	0	
	借 入 金 利 息	3,662	
	そ の 他 の 業 務 取 立 益	296	
役	務 支 払 為 替 手 数 料 用 費	1,846	
そ	の 国 債 等 派 生 業 務 取 益	52	
営	所 得 税 引 当 金 繰 入 額	1,466	
	の 倒 引 当 金 繰 入 額	3,796	
	株 式 等 の 信 託 運 用 益	2,293	
経	特	116	
	特 定 資 産 損 失 分 益	0	
	引 当 金 繰 入 額	733	
	前 住 税 引 当 金 繰 入 額	290	
特	定 別 定 資 産 損 失 分 益	302	
	引 当 金 繰 入 額	58	
税	法 引 当 金 繰 入 額	4,249	
法	法 引 当 金 繰 入 額	526	
法	法 引 当 金 繰 入 額	3,723	
当	法 引 当 金 繰 入 額	1,483	
	法 引 当 金 繰 入 額	0	
	法 引 当 金 繰 入 額	1,483	
	法 引 当 金 繰 入 額	44,010	
	法 引 当 金 繰 入 額	1,918	
	法 引 当 金 繰 入 額	594	
	法 引 当 金 繰 入 額	761	
	法 引 当 金 繰 入 額	158	
	法 引 当 金 繰 入 額	158	
	法 引 当 金 繰 入 額	88	
	法 引 当 金 繰 入 額	157	
	法 引 当 金 繰 入 額	13,101	
	法 引 当 金 繰 入 額	560	
	法 引 当 金 繰 入 額	76	
	法 引 当 金 繰 入 額	76	
	法 引 当 金 繰 入 額	13,585	
	法 引 当 金 繰 入 額	490	
	法 引 当 金 繰 入 額	1,388	
	法 引 当 金 繰 入 額	1,878	
	法 引 当 金 繰 入 額	11,706	

# 第128期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	29,249	18,813	-	18,813
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△5	△5
利益剰余金から 資本剰余金への振替			5	5
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	29,249	18,813	-	18,813

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	13,257	113,540	10,340	137,137	△1,907	183,293
当期変動額						
剰余金の配当			△1,743	△1,743		△1,743
当期純利益			11,706	11,706		11,706
別途積立金の積立		7,600	△7,600	-		-
自己株式の取得					△8	△8
自己株式の処分					51	45
利益剰余金から 資本剰余金への振替			△5	△5		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	7,600	2,357	9,957	42	10,000
当期末残高	13,257	121,140	12,698	147,095	△1,864	193,294

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	58,807	△668	58,138	146	241,579
当期変動額					
剰余金の配当					△1,743
当期純利益					11,706
別途積立金の積立					－
自己株式の取得					△8
自己株式の処分					45
利益剰余金から 資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,741	47	△1,693	△10	△1,704
当期変動額合計	△1,741	47	△1,693	△10	8,296
当期末残高	57,065	△620	56,444	136	249,875

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	410,198	預 金	4,719,323
買 入 金 銭 債 権	3,527	譲 渡 性 預 金	47,007
商 品 有 価 証 券	362	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	233,648
金 銭 の 信 託	22,000	借 用 金	189,724
有 価 証 券	1,797,411	外 国 為 替	202
貸 出 金	3,188,341	そ の 他 負 債	19,182
外 国 為 替	3,754	退 職 給 付 に 係 る 負 債	27,248
そ の 他 資 産	47,060	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	164
有 形 固 定 資 産	40,566	偶 発 損 失 引 当 金	851
建 物	11,401	繰 延 税 金 負 債	6,349
土 地	25,359	支 払 承 諾	10,191
建 設 仮 勘 定	304	負 債 の 部 合 計	5,253,894
その他の有形固定資産	3,500	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	4,697	資 本 金	29,249
ソ フ ト ウ エ ア	4,145	資 本 剰 余 金	26,075
その他の無形固定資産	552	利 益 剰 余 金	150,620
繰 延 税 金 資 産	1,314	自 己 株 式	△1,864
支 払 承 諾 見 返	10,191	株 主 資 本 合 計	204,080
貸 倒 引 当 金	△23,818	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	57,072
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△620
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△8,956
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	47,496
		新 株 予 約 権	136
		純 資 産 の 部 合 計	251,712
資 産 の 部 合 計	5,505,607	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	5,505,607

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		75,856
資金運用収益	53,376	
貸出金利息	34,734	
有価証券利息配当金	17,927	
コールローン利息及び買入手形利息	89	
預け金利息	457	
その他の受入利息	167	
役務取引等収益	17,804	
その他の業務収益	1,092	
その他の経常収益	3,583	
償却債権取立益	369	
その他の経常収益	3,213	
経常費用		61,508
資金調達費用	3,795	
預金利息	2,292	
譲渡性預金利息	112	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
債券貸借取引支払利息	733	
借入金利息	351	
その他の支払利息	303	
役務の他業務費用	8,834	
その他の業務費用	1,483	
営の他業務費用	45,139	
その他の経常費用	2,256	
貸倒引当金繰入額	362	
その他の経常費用	1,894	
特別利益		14,347
固定資産処分益	560	560
特別損失		77
固定資産処分損失	77	77
税金等調整前当期純利益		14,831
法人税、住民税及び事業税	898	
法人税等調整額	1,469	
当期純利益		2,367
非支配株主に帰属する当期純利益		12,463
親会社株主に帰属する当期純利益		303
		12,159

# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	29,249	18,813	140,209	△1,907	186,365
当期変動額					
剰余金の配当			△1,743		△1,743
親会社株主に帰属する当期純利益			12,159		12,159
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分		△5		51	45
利益剰余金から資本剰余金への振替		5	△5		-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		7,261			7,261
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	7,261	10,410	42	17,714
当期末残高	29,249	26,075	150,620	△1,864	204,080

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	58,818	△668	△1,279	56,870	146	7,935	251,318
当期変動額							
剰余金の配当							△1,743
親会社株主に帰属する当期純利益							12,159
自己株式の取得							△8
自己株式の処分							45
利益剰余金から資本剰余金への振替							-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							7,261
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,745	47	△7,676	△9,374	△10	△7,935	△17,320
当期変動額合計	△1,745	47	△7,676	△9,374	△10	△7,935	394
当期末残高	57,072	△620	△8,956	47,496	136	-	251,712



# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 南 都 銀 行

取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 山 和 弘 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 紀 平 聡 志 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社南都銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

株式会社 南 都 銀 行

取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 山 和 弘 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 紀 平 聡 志 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社南都銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社南都銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社	南都銀行	監査役会	
常勤監査役	羽山太郎		Ⓔ
常勤監査役	橋本正昭		Ⓔ
社外監査役	吉川勝久		Ⓔ
社外監査役	和田哲哉		Ⓔ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等のため内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当の基本方針のもと、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当行普通株式1株につき金3円50銭 総額939,056,937円  
なお、中間配当金として3円50銭をお支払いさせていただきましたので、当期の年間配当金は1株につき7円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金 9,800,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金 9,800,000,000円

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、全ての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取組みを進めており、平成27年12月17日に「売買単位の100株への移行期限の決定について」を公表し、100株への移行期限を平成30年10月1日とすることが決定されました。東京証券取引所に上場している当行といたしましてはこの趣旨を尊重し、本議案が承認可決されることを条件として当行株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを、平成28年5月16日開催の取締役会で決議いたしました。併せて、当行株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的に、以下のとおり株式併合（10株を1株に併合）を実施するものです。

### 2. 株式併合の内容

#### (1) 併合する株式の種類及び割合

当行普通株式について、10株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

#### (2) 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

#### (3) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

6,400万株

#### (4) その他

その他手続き上の必要事項につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

(ご参考)

会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、定款一部変更の決議を経ずに、平成28年10月1日付で定款変更の効力が発生します。なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>6億4千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>6,400万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主の皆さまがお持ちの当行株式の資産価値に変動はありません。

### 第3号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次の変更案のとおり改めさせていただきたいと存じます。

#### 1. 変更の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(現行どおり)</p>

#### 第4号議案 取締役9名選任の件

第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当行の取締役の任期は2年から1年になり、取締役13名全員は本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会の監督機能強化並びに業務執行の迅速化を目的とし、本年4月1日から執行役員制度を導入したことに伴い、取締役数を減員し、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	うえの やすお 夫 植野 康夫 (昭和20年1月27日生)	昭和43年4月 当行入行 平成2年2月 当行天満支店長 平成5年6月 当行業務部次長 平成6年7月 当行営業企画部次長 平成8年7月 当行営業統括部次長 平成9年6月 当行資金証券部長 平成11年6月 当行取締役人事部長 平成12年6月 当行取締役本店営業部長 平成14年6月 当行常務取締役資産査定統括室長事務取扱 平成16年6月 当行専務取締役 平成17年6月 当行専務取締役 (代表取締役) 平成20年6月 当行取締役頭取 (代表取締役) 平成27年6月 当行取締役会長(現任)	58,200株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	はしもと たかし 橋本隆史 (昭和29年5月20日生)	昭和52年4月 当行入行 平成11年6月 当行上牧支店長 平成13年4月 当行営業統括部京都法人営業室長 平成14年6月 当行営業統括部副部長 兼京都法人営業室長 平成15年6月 当行京都支店長 平成17年6月 当行公務部長 平成19年6月 当行取締役人事部長 平成22年6月 当行常務取締役営業統括部長 平成23年6月 当行常務取締役大阪地区本部長 平成25年6月 当行常務取締役 平成26年6月 当行専務取締役 平成27年6月 当行取締役頭取 (代表取締役) (現任)	37,000株
3	よしだ こうさく 吉田幸作 (昭和30年2月18日生)	昭和53年4月 当行入行 平成11年6月 当行本店営業部部長代理 平成14年6月 当行営業統括部次長 兼元気企業サポート室内室長 平成16年2月 当行高田本町支店長 平成17年6月 当行秘書室長 平成20年3月 当行事務部長 平成20年6月 当行取締役事務統括部長 平成23年6月 当行常務取締役証券国際部長 平成24年6月 当行常務取締役大阪中央営業部長 平成25年6月 当行常務取締役大阪地区本部長 兼大阪中央営業部長 平成27年6月 当行常務取締役 (代表取締役) 平成28年4月 当行専務取締役 (代表取締役) (現任) 監査部担当	31,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
4	きた よし ひこ 北 義 彦 (昭和30年7月11日生)	昭和53年4月 当行入行 平成12年10月 当行久津川支店長 平成15年4月 当行宇治大久保支店長 平成15年6月 当行本店営業部次長 平成16年6月 当行営業統括部副部長 平成17年6月 当行高田支店長 平成19年6月 当行営業統括部長 平成21年6月 当行取締役営業統括部長 平成22年4月 当行取締役営業統括部長 兼バリュー開発部長 平成22年6月 当行取締役東京支店長 兼東京事務所長 平成24年6月 当行常務取締役東京支店長 兼東京事務所長 平成25年6月 当行常務取締役総合企画部長 平成26年6月 当行常務取締役監査部長 平成27年4月 当行常務取締役 平成27年6月 当行常務取締役 (代表取締役) (現任) コンプライアンス統括部、リスク統括部、人事部担当	29,400株
5	みの わ なお き 箕 輪 尚 起 (昭和31年2月17日生)	昭和54年4月 当行入行 平成13年2月 当行審査部部長代理 平成16年6月 当行審査部次長 平成17年6月 当行審査部副部長 平成20年6月 当行総合企画部長 平成21年6月 当行取締役総合企画部長 平成22年6月 当行取締役本店営業部長 平成24年4月 当行取締役審査部長 平成25年6月 当行常勤監査役 平成27年6月 当行常務取締役 (現任) 審査部、市場運用部、事務統括部、事務集中部担当	56,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
6	はぎ ほん とおる 萩原 徹 (昭和32年9月5日生)	昭和55年4月 当行入行 平成13年6月 当行本店営業部奈良市役所出張所長 平成15年6月 当行上牧支店長 平成17年6月 当行南支店長 平成19年6月 当行京都支店長 平成21年6月 当行総合企画部副部長 平成23年4月 当行監査部長 平成24年4月 当行総合企画部長 平成24年6月 当行取締役総合企画部長 平成25年6月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長 平成27年6月 当行常務取締役大阪地区本部長 平成28年4月 当行常務取締役(現任)秘書室、経営企画部、総務部担当	42,000株
7	かわ い しげ より 河井 重順 (昭和33年11月2日生)	昭和57年4月 当行入行 平成14年6月 当行和歌山北支店長 平成17年6月 当行真美ヶ丘支店長 平成19年6月 当行王寺支店長 平成21年6月 当行営業統括部副部長 平成23年4月 当行個人営業部長 平成25年6月 当行取締役監査部長 平成26年6月 当行取締役バリュー開発部長 平成27年4月 当行取締役営業統括部長 平成28年4月 当行常務取締役営業戦略本部長(現任)営業統括部、法人営業部、個人営業部、公務・地域活力創造部、大阪地区本部担当	17,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
8※	なか がわ ひろし 中川 洋 (昭和26年12月5日生)	昭和50年4月 日本銀行入行 平成10年2月 同行高知支店長 平成15年5月 同行検査室長 平成16年6月 農林中央金庫常勤監事 平成20年6月 社団法人全国地方銀行協会(現一般社団法人全国地方銀行協会)常務理事 平成23年6月 三愛石油株式会社社外監査役(現任)  (重要な兼職の状況) 三愛石油株式会社社外監査役	0株
9※	きた むら またざえもん 北村 又左衛門 (昭和29年8月6日生)	昭和53年4月 株式会社富士銀行(現みずほ銀行)入行 昭和63年2月 北村林業株式会社取締役 平成17年9月 同社代表取締役社長(現任)  (重要な兼職の状況) 北村林業株式会社代表取締役社長 公益財団法人北村森林保護財団代表理事 公益財団法人北村文華財団代表理事	30,000株

- 注 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 中川洋、北村又左衛門の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 中川洋、北村又左衛門の各氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
5. 中川洋氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、金融機関における長年の実務経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものです。
6. 北村又左衛門氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものです。
7. 中川洋、北村又左衛門の各氏の選任が承認された場合、当行は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令で規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

### 第5号議案 監査役2名選任の件

和田哲哉氏が平成28年5月28日に逝去し、同日付で社外監査役を退任したことに伴い、監査役の法定員数を欠くことになったため、補欠監査役の西田正秀氏が同年5月30日付で社外監査役に就任いたしました。が、本総会終結の時をもって辞任し、監査役 羽山太郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1 ※	はん だ たか お 半 田 隆 雄 (昭和33年12月25日生)	昭和56年4月 当行入行 平成14年6月 当行けいはんなプラザ支店長 平成16年6月 当行名張支店長 平成18年6月 当行大阪北支店長 平成20年11月 当行大阪北支店長 兼営業統括部大阪西法人営業室長 平成21年1月 当行大阪中央営業部副部長 平成21年10月 当行高田支店長 平成23年10月 当行経営管理部長 平成25年6月 当行取締役バリュー開発部長 平成26年6月 当行取締役人事部長 平成28年4月 当行取締役執行役員人事部長(現任)	23,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
2 ※	なかむらまさひろ 中村正博 (昭和34年8月29日生)	<p>昭和58年4月 株式会社三菱銀行（現三菱東京UFJ銀行）入行</p> <p>平成21年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員企画部部長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員経営企画部長兼財務企画部副部長兼リスク統括部部長</p> <p>平成23年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員リテール企画部長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員リテール企画部長</p> <p>平成25年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員副コーポレートサービス長 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員事務・システム企画部副担当</p> <p>平成27年5月 三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング株式会社副社長執行役員</p> <p>平成27年6月 同社代表取締役副社長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング株式会社代表取締役副社長</p>	0株

- 注
- ※は新任の監査役候補者であります。
  - 各監査役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
  - 中村正博氏は、社外監査役候補者であります。
  - 中村正博氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
  - 中村正博氏は、金融機関における長年の実務経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものです。
  - 中村正博氏の選任が承認された場合、当行は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令で規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
にしだまさひで 西田正秀 (昭和21年8月31日生)	昭和49年4月 弁護士登録 昭和52年3月 西田法律事務所（現わかくさ法律事務所）開設（現任） 昭和58年9月 当行顧問弁護士 昭和62年4月 奈良弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 平成28年5月 当行社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） わかくさ法律事務所弁護士	10,000株

- 注 1. 候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 西田正秀氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
 3. 監査役和田哲哉氏が平成28年5月28日に逝去し、同日付で社外監査役を退任したことに伴い、監査役の法定員数を欠くことになったため、補欠監査役の西田正秀氏が同年5月30日付で社外監査役に就任いたしました。本総会終結の時をもって辞任いたします。  
 4. 西田正秀氏は過去に会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての高度な専門知識、豊富な経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。  
 5. 西田正秀氏が社外監査役に就任された場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役が任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を法令で規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願いいたします。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

(2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。



## 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以 上

<p>システム等に関するお問い合わせ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク） ・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）</p>
--

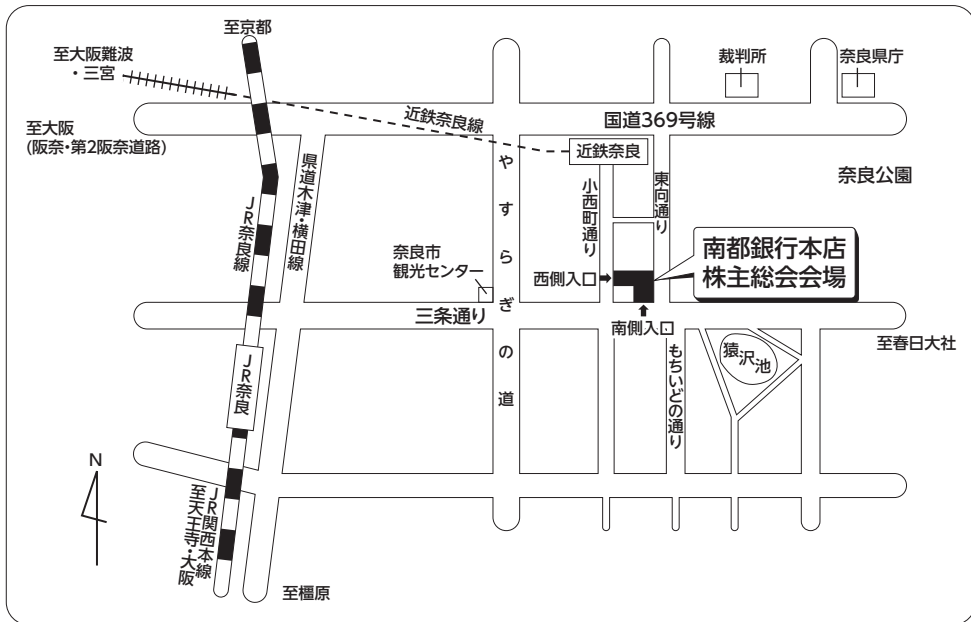
<機関投資家の皆さまへ>

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。



# 株主総会会場のご案内

場所 奈良市橋本町16番地 当行本店6階大会議室



(最寄駅) 近鉄奈良線 奈良駅より徒歩約5分